

【案】

知的財産推進計画 2013

**2013年6月25日
知的財産戦略本部**

「知的財産推進計画2013」

I	知的財産推進計画2013の策定について	1
II	「知的財産政策に関する基本方針」及び「知的財産政策ビジョン」 で定める4つの柱に沿った具体的行動計画（短期・中期）	2
II-1	競争力強化・国際標準化関連施策	2
	・情勢認識	2
	・第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築	6
	・第2 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援	18
II-2	コンテンツ強化関連施策	22
	・情勢認識	22
	・第3 デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備	26
	・第4 コンテンツを中心としたソフトパワーの強化	30
III	施策実施の工程表	

（ 附表 ） 知的財産推進計画2013工程表

＜参考＞ 知的財産推進計画2012の実施状況

I 知的財産推進計画2013の策定について

平成15年の知的財産基本法（平成14年法律第122号）の施行から10年が経過し、その間、中国を始めとする新興国のプレゼンスの向上、大企業はもとより中小・ベンチャー企業まで含めたビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる経済社会情勢は急激に変容した。

こうした状況に対して、我が国は、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に遅れをとっていると看做さざるを得ない。

今こそ、我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、我が国はその知的財産をその強みとし、世界のリーダーシップを執っていくべきである。

以上の認識の下、知的財産戦略本部は、平成25年6月7日、今後10年程度を見据えた知的財産政策展開の軸となる4つの柱とこれらに沿った長期政策課題等を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」を決定し、あわせて同日、「知的財産政策ビジョン」から4つの柱を中心に長期基本方針にふさわしいものを抽出した「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定したところである。

これらにおいて定める4つの柱は以下のとおりである。

- ① 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- ② 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- ③ デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- ④ コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

我が国は、今後、これら4つの柱を軸として、知的財産政策を展開していくこととし、その具体的な初年度の行動計画として、知的財産推進計画2013をここに策定する。

本知的財産推進計画においては、「知的財産政策ビジョン」に示された長期（10年）政策課題に沿って、短期（1～2年）・中期（3～4年）の具体的施策を定め、工程表を作成し、各施策の内容・実施府省・達成時期を明確にする。また、毎年、実施状況を知的財産戦略本部においてフォローアップしていくことにより、各施策の着実な実行を図っていく。

なお、以下においては、4つの柱のうち①と②を競争力強化・国際標準化関連として、また③と④をコンテンツ強化関連として、それぞれ前提となる情勢認識を共通で記載した上で、4つの柱ごとに具体的施策を記述するという構成をとることとする。

Ⅱ 4つの柱に沿った具体的行動計画（短期・中期）

Ⅱ-1 競争力強化・国際標準化関連施策

【情勢認識】

世界経済を取り巻く環境はダイナミックに変化している。経済力に関する世界の勢力図が大きく変わり、中国、インド、アセアンなどを中心とした新興国が成長センターとして躍進を遂げ、世界経済の成長を牽引している。また、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）といった政府間の経済的連携関係の強化などを通じて国境という経済的障壁が低減したことや、高速インターネット網が世界中に張り巡らされたことによって、世界がシームレスにつながり、情報、人、物、資金が国境を越えて自由に往来するグローバル経済時代が幕を明けている。

グローバル経済の到来に伴って、イノベーションのパラダイムも大きく変化している。世界中の「知」がネットワークを介して繋がり、誰もがその「知」に容易にアクセスできる環境が生まれた。これによって、かつては一部の地域・機関に集中していた有用な「知」が、今や世界中に散在するようになってきている。無限の可能性を秘めたイノベーションの種が世界中に無数に存在する時代が到来しているのである。こうした状況は、世界に散らばる有用な「知」を戦略的に取り込み、あるいは組み合わせることによって革新的な製品・サービスを生み出すという、「オープン」で「グローバル」なイノベーションを前提とした産業モデルやビジネスモデルを構築する必要性が極めて大きくなっていることを物語っている。

これまで我が国は研究開発から製品化までを自前で行う垂直統合型のモデルを得意として、高い国際競争力を保持してきたが、こうしたイノベーションのパラダイムの変化に的確に対応することができなければ、世界の競争から振り落とされる恐れがある。今後、我が国が産業競争力を強化し、グローバル市場を舞台とした激しい競争を勝ち抜くためには、過去の成功体験に縛られず、世界中のイノベーションの種を最大限に活用することを念頭に置いた「オープン」で「グローバル」なイノベーション戦略を組み込んでいくことが必要不可欠である。

このように、より「オープン」で「グローバル」なイノベーション戦略が求められるなか、知的財産戦略の果たす役割はますます重要となっている。なぜなら、知的財産戦略の真髄は、新たなアイデアなどの「知」の創造を促すことだけでなく、それら「知」の移転や共有をコントロールすることにあるからである。これは、例えば特許権が、技術に関する

所有権を規定して、特許技術を独占するか、それともライセンスなどを通じてオープンにするかをコントロールする機能を有していることから明らかであろう。グローバル経済及びオープンイノベーションという文脈の下で、企業が競争力を強化していくためには、先進的な知的財産戦略、すなわち、特許、意匠、商標、ノウハウ、標準化などの全ての知財ツールを駆使して、外部の「知」や経営資源を最大限に活用するため事業視点からオープン化すべき領域とクローズにすべき領域をしっかりとデザインし、収益の最大化を図るといふ知的財産戦略を、経営戦略に深く組み込んで実践していくことこそが決定的に重要となっているのである。しかし、残念ながら我が国企業、特に中小・ベンチャー企業は、優れた技術・サービスを持っているにもかかわらず、こうした先進的な知的財産戦略を組み込んだ経営戦略の確立という点で世界に遅れをとっており、それがグローバル市場を舞台とした事業活動において競争力を失っている要因の一つとなっている。日本経済がもう一度かつての輝きを取り戻すためには、我が国企業、特に我が国の産業構造を根底から支える中小・ベンチャー企業が、グローバル市場をも見据えた上で、自身の経営戦略に即した先進的な知的財産戦略を一刻も早く確立・実行していくことが必要不可欠である。

こうした状況を踏まえ、政府としては、産業競争力の抜本的強化のために、我が国企業が先進的な知的財産戦略を実践することを支援する骨太の政策を策定し、強力に推進していく必要がある。具体的には、グローバル市場において我が国企業が不利にならない状況で知的財産戦略を実践できる環境を整備するため、「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」という観点を柱とした関連施策を策定する。また併せて、日本経済の活性化のために必要不可欠な中小・ベンチャー企業の国際競争力の強化を目指して、「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」という観点を柱とした関連施策を策定する。そして、2つの観点を柱とした関連施策を官民が一体となって実施することで、我が国の産業競争力を知的財産戦略によって強化していくことを目指す。

(産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築)

グローバル経済の到来は、グローバル市場から莫大な果実を得る機会が生じていることを意味する。

天然資源に乏しく、また、少子高齢化や人口減少という深刻な問題に直面している我が国が、将来にわたって持続的な経済成長を実現するためには、革新的なイノベーションを継続的に創出して国際的な産業競争力を強化し、グローバル市場で高い収益を上げて、それを日本経済に還元するという構造を築き、アジア新興国を中心とする世界経済の成長・

発展を自らの成長に取り込んでいくことが必要不可欠となっている。

他方、新興国の成長を取り込むためには、まず新興国市場のビジネス環境の改善を図る必要がある。知的財産という切り口で見ると、各国の知的財産制度の成熟度は国毎に大きく異なっており、特に新興国における知的財産制度については、整備が不十分であるとの指摘も多くなされている。そうした状況は、日本企業のグローバル市場での円滑な事業活動を妨げ、競争力を大幅に削ぐ恐れがある。したがって、我が国がグローバル市場での競争を念頭に置いた知的財産政策を推進していくにあたっては、以下のような視点から施策を検討していくことが必要である。

第一に、我が国企業が海外においてより有利に事業活動を行うことができるようにするため、日本が先頭に立って国際的な知財システムの調和をリードし、日本企業が海外でも日本と同様の感覚で知的財産戦略を実践できるような、フラットでシームレスなグローバル知財システムを構築するという視点である。具体的には、我が国特許庁の審査官をアジア新興国などの知的財産庁に相当規模派遣して派遣先の国々の知財システムの整備を支援することや、我が国で迅速かつ質の高い審査を行い、その結果を海外へ早期発信することなどを通じて我が国の知財システムをグローバルに展開・普及させ、我が国企業が海外においても知的財産権を円滑・的確に取得できる環境の整備を進める。また、海外における知財活動支援の体制や取組の強化、通商関連協定の活用を通じた他国政府への働きかけの強化などを実施して、我が国企業が海外で知的財産を活用した事業を効果的に展開できるような環境の整備を進める。

第二に、我が国の知財システム自体を、海外の企業もこぞって利用したいと考えるような国際的求心力を備え、グローバル展開にも耐え得る魅力的なシステムにするという視点である。韓国のKorea-IP Wave戦略（知的財産行政の韓流拡大）などにみられるように各国の知財システムは国際的なサービス競争に晒されている。こうした知財システムの国家間競争が繰り広げられるなか、我が国の知財システムを、世界中から創造力に富んだ人財や企業、さらにはイノベーション投資を呼び込むことのできる魅力的なものにすることができなければ、知財システムをグローバルに展開するどころか、国内産業の空洞化さえ招く恐れもある。よって、我が国の知財システムを、新興国をはじめ各国が模範にしたいと考えるような魅力的なものにすることが必要であり、そのため、職務発明制度、特許庁の審査基盤の整備・強化、営業秘密保護強化、知財紛争処理機能強化、国際標準化・認証への戦略的な取組の強化、産学官連携機能の強化などに関して必要な施策を順次実行し、イノベーション活動を行い易い環境の整備を推進する。

第三に、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を育成・確保す

るという視点である。我が国の知財システムを海外に展開・普及させてグローバル知財システムを構築するため、あるいは、我が国の企業が激しい国際競争を勝ち抜くためには、海外の知財システムに詳しく国際的な交渉にも長けた人財や、グローバル市場でのビジネスを見据えた事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践できる人財が必要不可欠となる。したがって、国内のみならず海外の人財の活用も含め、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を育成・確保するための施策を着実に実行していく。

(中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援)

中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長のために必要不可欠である。

一方で、グローバル経済の到来により、中小・ベンチャー企業も激しい国際競争に晒されており、その多くは厳しい経営環境に置かれている。我が国には、ものづくりの現場で磨き抜かれた優れた技術を持つ企業が数多く存在する。しかし、たとえその技術が世界に誇れるものだとしても、それだけでは競争を勝ち抜いていくことができない時代が到来している。我が国の中小・ベンチャー企業が、さらなる飛躍・発展を遂げるためには、グローバル市場を見据えた上で、自らの事業に即した知的財産戦略を構築し、内外の優れた知的財産を有効に活用して事業を推進していくことが必要となっているのである。

これまで中小・ベンチャー企業の知財活動を支援するための様々な施策が政府などにより講じられてきたが、その効果が全体に浸透するには至っていない。また、未だ我が国の中小・ベンチャー企業の多くは、資金や人財の不足などにより、自身が保有する知的財産や外部に存在する利用可能な知的財産を十分に事業に活用できていない。

グローバル市場における競争が非常に速いスピードで激しさを増していることを考慮すると、一刻も早く我が国の中小・ベンチャー企業が自身の経営戦略に即した適切な知的財産戦略を実践できるようにする必要がある。

こうした状況を踏まえ、政府一丸となって、中小・ベンチャー企業の知財活動を個々の状況に応じてきめ細かく支援する体制を抜本的に強化していく。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

- (1) 海外における知財権取得支援（日本企業がアジア新興国などにおいて日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境の構築）

【施策例】

（特許庁審査官のアジア新興国知的財産庁への派遣）

- ・ 現在、先進国を中心に実施している短期審査官派遣（国際審査官協議）の対象国を拡大し、アジア新興国との間で順次国際審査官協議を開始する。（短期）（経済産業省）
- ・ アジア新興国に対し、我が国特許庁の審査官の長期派遣及び知財システム整備によりアジア新興国知的財産庁の審査能力向上に向けた支援を実施する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 我が国企業のニーズや相手国との交渉状況などを踏まえ、どの国に相当規模の審査官を派遣するかという点や、審査官長期派遣の具体的なスキームについて検討し、結論を得る。（経済産業省）（短期・中期）

（知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備）

- ・ 日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化を進めるとともに、審査の質の維持・向上を行って、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。（短期）（経済産業省）
- ・ 国際特許出願について、現在我が国が国際調査を管轄する国は日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシアの8か国であるところ、日本特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、アジア諸国を始めとして国際調査を管轄する国の拡大を推進する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での審査結果の発信を強化する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ ユーザーニーズを踏まえ、アジア新興国などに対し特許審査ハイウェイの拡大を図る。（短期）（経済産業省）
- ・ 諸外国における日本の審査実務に対する理解を深め、新興国の知財制度整備に資するよう、他国の実務者の利便性向上という観点から、我が国特許庁の審査基準のポイントを明確化し、英語化して世界に発信する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 日本における審査結果通知書の記載様式（拒絶理由通知書などの

様式)を提供し、アジア新興国における共通の審査結果通知書の記載様式を作成するための協議を進める。(短期・中期)(経済産業省)

- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)(経済産業省)
- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるため、アジア新興国などに影響力を有するW I P Oとも密に連携し、W I P Oジャパン・ファンド事業などを通じた人材育成支援、専門家派遣や各国知的財産庁の情報化支援を一層積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省)

(日本特許庁の審査体制の強化)

- ・ アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援、日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、増加する国際特許出願への対応、外国文献調査の拡充などによる審査の質の維持・向上のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)(経済産業省)

(2) 海外における知財活動支援(アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

【施策例】

(在外における現地サポート体制の強化)

- ・ 中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館(I N P I T)、ジェットロなど関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業

OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省、外務省)

- ・ 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促すとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の著作権制度の環境整備)

- ・ 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進する。(短期・中期)(文部科学省)

(3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

【施策例】

(経済連携協定、投資協定などの取組の強化)

- ・ 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期)(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

(ロイヤリティの課題の取扱い)

- ・ 技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金の制限など、現在発生している問題について産業界の対応や関心を踏まえつつ、今後の通商交渉、政府間協議における議題とすることを検討する。(短期・中期)(外務省、経済産業省)

2. 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

(1) 職務発明制度の在り方

【施策例】

(職務発明制度の在り方)

- ・ 職務発明制度の在り方に係る整理にあたっては、国内外の運用状況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資するような在り方について結論を得る。(短期)(経済産業省)
 - 発明者に対する支払いの予見性を高める観点
 - 発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点
 - 従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点
 - グローバルな制度調和の観点
 - 発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点

(大学などの学生の発明の適切な取扱いの促進)

- ・ 職務発明以外の自由発明(雇用関係にない学生の発明など)に関し、大学などにおける発明に対する取組の実態を調査し、その情報を周知することで、適切な取扱いを促進させる。(短期)(経済産業省)

(2) 審査基盤の整備

【施策例】

(審査体制の整備、強化)

- ・ 日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、審査の質の維持・向上、アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)(経済産業省)【再掲】
- ・ 中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、そうした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備(翻訳、分類など)を促進する。また、その成果を含む産業財産権情

報を、新たなインターネット情報提供サービスを通じて、より一層ユーザーが使いやすい形で広く一般に提供するための措置を講じる。(短期・中期)(経済産業省)

- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(事業戦略に対応するタイムリーな権利保護)

- ・ 企業がイノベーションを円滑に事業化できるよう、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査を開始する。(短期)(経済産業省)

(グローバル意匠制度、グローバル商標制度の構築)

- ・ 画像デザインの意匠の保護対象拡充に向けて、具体的課題を解決するべく検討を進める。(短期)(経済産業省)
- ・ 意匠に係る審査基準を改訂される部分も含めて英語化して世界に発信する。(短期)(経済産業省)
- ・ 「音」や「動き」といった商標を新たに保護対象とすべく制度の拡充を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心的に取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ 商標に係る審査基準の改定される部分について、英語化して世界に発信する。(短期)(経済産業省)
- ・ 需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について検討を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 登録後に識別力を喪失した登録商標の取消制度の導入については、諸外国の制度及び運用について調査研究を行い、「音」や「動き」といった新しい商標の運用状況も見極めた上で、その方向性を決定する。(短期・中期)(経済産業省)

(3) 営業秘密の保護

【施策例】

(営業秘密に関する海外の調査・研究)

- ・ 営業秘密侵害の立証負担軽減(特に国外での使用・開示の証明な

ど)、営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通の防止などの日本における営業秘密保護の取組み促進のために、営業秘密保護に関する具体的課題、米国での水際措置などの海外の制度や動向、海外の機関（例えば、米国の「OSAC」、「ONCIX」、韓国の「営業秘密保護センター」など）の取組などについて、調査・研究を実施する。（短期）（経済産業省）

（営業秘密保護に関する官民フォーラムなどの場の準備）

- ・ 日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、米国の「OSAC」、「ONCIX」などの諸外国の取組などを参考にしながら、官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体となって営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行うための準備を開始する。（短期）（内閣官房、経済産業省、他）

（企業・大学などの営業秘密管理の強化支援）

- ・ 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果などを踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業（特に中小企業）・大学などへの早急な支援として、既存の指針・ガイドライン（営業秘密管理指針など）の内容の一層の周知徹底を実施する。（短期）（経済産業省）
- ・ 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果を踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業（特に中小企業）への早急な支援として、事例を集めた理解しやすいパンフレットの作成とこれを用いた周知活動を実施する。（短期）（経済産業省）

（４）適切な権利行使の在り方

【施策例】

（権利行使の在り方）

- ・ 権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論などを踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。（短期）（経済産業省）
- ・ 標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する国際ルールの形成に積極的に関与する。（短期）（総務省、経済産業省）

（標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方）

- ・ 標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

(5) 紛争処理機能の強化

【施策例】

(紛争処理機能の在り方の検討)

- ・ 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁による解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体について、他国における制度などの調査を行い、広く発信する。(短期) (法務省・経済産業省)

(訴訟結果のグローバル発信力の充実)

- ・ 産業界より知財分野でアジアにおける我が国司法のプレゼンスの向上を図る事が求められていることを踏まえ、知的財産高等裁判所による訴訟結果のグローバル発信の充実が引き続き行われることを期待する。

(6) 国際標準化・認証への戦略的な取組の強化

【施策例】

(特定戦略分野における国際標準化戦略の推進)

- ・ 特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期) (内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(諸外国との連携による戦略的な国際標準化活動の推進)

- ・ アジア地域の成長性を我が国に取り込むことなどにより、我が国産業の国際競争力の強化や健全な発展を図るべく、国際標準化や認証の分野におけるアジア地域との連携を強化する。(短期・中期) (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- ・ また、米国などの先進諸国との間においても、エネルギー環境技術などの分野における連携を強化し、共同研究などを通じた国際標準の確立を目指す。(短期・中期) (経済産業省)

(国際標準化活動に関する財政支援)

- ・ 国際標準化機関などにおける戦略的な標準化活動への参画を促進

するため、民間を含む関係者の活動状況を踏まえた上で、財政的支援を強化する。(短期・中期)(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(先端技術及びインフラ関連技術に関する認証体制の整備・強化)

- ・我が国産業の国際競争力強化のため、先端技術(ロボット、LED照明など)分野及びインフラ関連技術(スマートグリッド、大型風力発電など)分野における認証体制の整備・強化に関し、海外の認証機関との提携・連携も含めて、その在り方を検討する。その際には、特に安全・安心を始めとする性能に関する分野において、認証機関自らもその認証の対象となる国際標準の策定に関与し、当該認証機関の技術力を活かしたよりイノベティブな標準の策定を支援していくことも検討する。(短期・中期)(総務省、経済産業省)

(JISの高機能化)

- ・知財マネジメントの一環として、グローバル市場を主導するためのイノベティブな国際標準の戦略的な策定へとつなげる観点から、我が国国内規格である日本工業規格(JIS)について、規格の提案・策定段階における支援制度の改革を通じた高機能化(よりグレードの高い評価標準の付加的設定)を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(研究開発・基準認証一体化プログラム)

- ・我が国技術の強みを活かすような戦略的な取組として、国際標準・安全規制の策定や関連する認証システムの設計・整備を研究開発プロジェクトの開始段階から一体的に行う。(短期・中期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業への支援)

- ・我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)(総務省、経済産業省)

(政府職員に対する研修)

- ・各産業分野に係る政府職員を主な対象として、関係府省などの協力を得ながら、国際標準化も含めた知財マネジメント戦略についての研修を実施する。(短期・中期)(内閣官房)

(知財マネジメント人財の育成)

- ・我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオーブ

ン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期)(経済産業省)

(標準必須特許に基づく権利行使の在り方)

- ・ 標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する適切な国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期)(総務省、経済産業省)【再掲】

(標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方)

- ・ 標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(7) 産学官連携機能の強化

【施策例】

(産学連携機能評価の促進)

- ・ 産学官連携活動の評価指標を大学・TLOなどの機関が積極的に活用し、その評価結果に基づき、各機関が自らPDCAを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高めることや、国による政策ツールとして活用を図ることが重要。その取組を促進させるために、大学・TLOなどの評価結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出し、各機関における評価を注視しつつ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を行う。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

- ・ 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)

(大学などと中小・ベンチャー企業の連携の促進)

- ・ 大学などと中小・ベンチャー企業との共同研究や、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転など、大学などと中小・ベンチャー企業の連携を促す取組を一層進める。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

3. グローバル知財人財の育成・確保

(1) 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財の育成

【施策例】

(世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備)

- ・ 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要である。我が国においても、民間セクターの協力を得ながら政府機関が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備に向けて、米国特許商標庁（USPTO）などの取組について調査を開始する。(短期)(経済産業省)

(事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進)

- ・ 知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し各種研修内容に反映させるように促す。(短期・中期)(経済産業省)

(知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化)

- ・ 知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報に基づき実施された研修結果を取りまとめるとともに、教育の立場から知財マネジメントの研究・分析する場に対して今後研究・分析すべきテーマなどの情報をフィードバックすることを促し、知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化を図り、引き続き日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する質の高い知財マネジメントの研究・分析を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国への日本の審査システムの展開を行うための人財の育成)

- ・ 英語に強く、かつ日本の審査基準を始めとする審査システムを世界に発信できる人財を育成する。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の知財制度を深く理解する人財の育成)

- ・ アジア新興国の知財情報を収集・分析し、制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、アジア新興国の知的財産法を始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人財を育成する。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の知財システムの整備を支援する人財の育成・確保)

- ・ アジア新興国に適切な知財システムの整備を実現するために、アジア新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人財を育成・確保する。(短期・中期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業の総合的支援の強化)

- ・ 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)

(中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者の知財マインド向上のための取組)

- ・ 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期)(経済産業省)

(弁理士制度の見直し)

- ・ 中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期)(経済産業省)

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

- ・ 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(中小・ベンチャー企業に対する国際標準化・認証に関する啓発)

- ・ 我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(国際標準化も含めた知的財産マネジメント人財の育成)

- ・ 我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオープン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、

必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(大学などにおける知的財産教育の推進)

- ・ 大学などの理系学部や法学部、芸術学部や経営学部といった将来の知財専門人財や知財創出人財・マネジメント人財を育成する学部・学科などにおいて、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組などの事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援

(1) 中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備

【施策例】

(中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援の推進)

- ・ 中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報研修館（I N P I T）、ジェトロをはじめとする関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】
- ・ 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省、外務省) 【再掲】
- ・ 海外展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクの内容を、新興国の知財関連情報を中心に拡充する。(短期) (経済産業省)
- ・ 中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、そうした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備(翻訳、分類など)を促進する。また、その成果を含む産業財産権情報を、新たなインターネット情報提供サービスを通じて、より一層ユーザーが使いやすい形で広く一般に提供するための措置を講じる。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

(中小・ベンチャー企業の外国出願費用に係る支援の拡大)

- ・ 中小・ベンチャー企業にとって負担が大きい外国出願費用に係る支援を拡大する。(短期) (経済産業省)

(海外知的財産プロデューサー事業の体制強化)

- ・ 今後、グローバル展開がさらに盛んになり、中小・ベンチャー企業のグローバル展開に際する知財面の支援が重要性を増すことに鑑み、海外知的財産プロデューサー事業の体制強化について検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期) (経済産業省)

(在外における現地サポート体制の強化)

- ・ 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促す方策を検討するとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(2) 中小・ベンチャー企業などに対する料金減免制度の見直し

【施策例】

(中小・ベンチャー企業などに対する料金減免制度の見直し)

- ・ 中小・ベンチャー企業、小規模企業及び大学などが利用しやすく、更にイノベーションの促進に資する効果的な減免制度とすべく見直す。(短期・中期)(経済産業省)

(3) 知財マーケットの活性化(未利用特許などの効果的活用)

【施策例】

(知的財産の流通促進を支援する専門人材の確保)

- ・ 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人材の確保を検討する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(開放特許情報データベースの多言語化)

- ・ 海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について検討する。(短期)(経済産業省)

(4) 知財総合支援窓口機能の強化

【施策例】

(中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実)

- ・ 中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に関する総合的な支援体制の構築に向け、知財総合支援窓口と、金融機関、商工会・商工会議所、中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会をはじめとする関係機関との連携を強化する。(短期)(経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業OBを含む専

- 門家、海外知的財産プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。(短期)(経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)【再掲】

(5) 地域中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動活性化

【施策例】

(審査官による地域中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動への直接的支援の強化)

- ・ 地域における中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的なニーズなどを踏まえ、地域の企業及び大学が審査官などから権利取得、審査手続又は権利活用に関する相談などのサービスを受けやすい体制を構築するための具体的方策を策定する。(短期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者の知財マインド向上のための取組)

- ・ 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(各地域の状況に合わせた地域知財支援ネットワーク強化の推進)

- ・ 各地域の経済産業局を中核として、地域知財支援ネットワークを強化しつつ、各地域の状況に合わせた知財支援の在り方について検討し、実施可能な取組から順次推進していく。(短期・中期)(経済産業省)

(知財人財によるコンサルティングを促進するための環境整備)

- ・ 中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(弁理士制度の見直し)

- ・ 中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図

るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期)(経済産業省)【再掲】

II-2 コンテンツ強化関連施策

【情勢認識】

2003年の知財財産戦略本部の創設から10年が経過し、創設当時は想定されていなかった高速インターネット網の世界的普及がもたらす技術革新や、経済連携協定（EPA）といった政府間の取組などを通じた国境という経済的障壁の低減により、国境を越えてあらゆるものが自由に往来するボーダーレス化が本格的に進展し、シームレスに世界がつながる「グローバル・ネットワーク時代」が到来している。

従来のコンテンツ産業が前提としていた産業生態系が著しく変化し、コンテンツ流通におけるコンテンツ・サービス・デバイスの関係は、放送番組、放送局、テレビ受像機といった分野別垂直統合的なモデルから、種々のコンテンツが様々な経路を経て多様なデバイスへ提供される分野横断的水平融合的なモデルへと変容している。この新たなモデルにおいて、コンテンツ自体は、クリエイターが作成するもののみならず、ユーザーが作成するものや、公共セクターが保有する公共データ、教育コンテンツ、ビッグデータにまでその範囲を広げ、多様化・多層化している。

同時に近年のクラウドの発達に加え、3次元プリンターなどを活用したデジタルファブリケーションなどの最新技術の普及により、ものづくりとコンテンツがより一層分野横断的に複雑に絡み合い、コンテンツの世界中への伝播が容易になる一方で、我が国独自の魅力を持つ日本ブランドが世界中で高い評価を受けており、その海外展開やインバウンド、それに伴う我が国産業と文化の発展が期待されている。

さらに、知的財産を核として、情報の駆使により広範な財やサービスを柔軟に組合せて最適化を進める「スマートパワー」が各産業の在り方を大きく変えてきている。

このように従来の見方だけではカバーできない創造的な変革が起こっている。今までの10年で起こったことが今後の2、3年で起こり、今までの50年で起こったことが今後の10年で起こる可能性もある。コンテンツ強化に向けた総合戦略には、競争力の源泉となるイノベーションを促進するとともに、変化していく時代に適合したコンテンツの知的財産マネジメントが求められており、グローバルに次世代産業生態系の変容と多様化を見通し、先手を打っていくものにも変わるとともに、これからの若者たちの発想を実現化できる環境づくりを進めていく必要がある。

そういった視点から、国全体が意識を共有し、実効的な政策を強力に推進していくため、「コンテンツ創造立国」を宣言することにより、我が国が一体となってコンテンツ産業の国際競争力の強化を志向していく。

その具体化に向けては、コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備を進めるとともに、我が国の経済と文化の成長の原動力となるコンテンツを中心としたソフトパワーの強化を柱とした関連施策を策定し、官民が一体となって実施する必要がある。

これらの施策を進めるに当たっては、政府が一体となった取組が不可欠であり、科学技術政策や文化政策、IT政策との融合を図っていくことが重要である。

(デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備)

デジタル化、ネットワーク化が本格化して20年が経過し、新しいビジネスチャンスが広がっている。特にこの10年間でコンテンツが注目を集め、著作権法を改正してデジタル化、ネットワーク化に対応するなど各般の取組が進められてきた。

しかしながら、コンテンツの利用や情報の生産は爆発的に増大する一方、我が国のコンテンツ産業の市場規模は拡大するどころか、縮小傾向にある。

この数年、多様な表示デバイスによるマルチスクリーン、クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの刷新が起こるとともに、スマートテレビといった新しい市場が生み出されてきている。これまでパッケージ・コンテンツが市場の中心であったが、ユーザー経験がより重視され、ソーシャルゲームのようなダイナミックなコンテンツや、ユーザーが目的に応じて利用するアプリケーションソフトウェアの重要性が増している。また、ユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツや教育コンテンツの急速な広がりや、更にはコンピュータの能力向上などにより大量・多様なデータ処理・利用が可能となった公共セクターが保有する公共データ、ビッグデータに含まれるコンテンツといった従来の文芸やエンターテインメントに止まらないコンテンツの広がりや変容を見せるとともに、またコンテンツが活用される場面も、教育・医療・電子商取引にまで多岐にわたるなど、デジタル・ネットワーク社会はより一層のイノベーションが求められる新しい段階に入ってきている。

そういった中、クラウドコンピューティングの進展を背景とした、コンテンツ産業の流通プロセスを担う日本のプラットフォーム構築のグローバル競争において、我が国は他国に後れを取っており、今後世界最高水準のプラットフォームを見据えた取組を強化する必要がある。また中小・ベンチャー企業の割合が高いコンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成が求められている。さらに、近年急激に市場が成長している電子書籍などについて、より一層の普及拡大に向けた支援の必要性が高まっている。

これまで人と人の中で流通していたコンテンツが、ビッグデータの推進により大量の情報が産業の各般で活用され、機械と機械の間でのコンテンツの流通のウェイトが高まってきており、コンテンツ政策が産業競争力と直結するとともに、関連する産業全体を見通したものとする視点が不可欠となっている。

このような状況の中、権利の保護は重要な課題であるが、世界的なデジタル化・ネットワーク化の急速な進展やコンテンツ産業の生態系の変化に対応しつつ、新しい産業の創出を促し、文化の発展を続けるためには、権利者と利用者の利害対立の構造を超え、あるいは新たなビジネスの創出を促す柔軟な制度設計により、コンテンツの活用と再生産につながるサイクルを生み出していくことが不可欠である。

また、「コンテンツ」は著作権、「ものづくり」は産業財産権という従来の二分法を前提とした産業政策の限界を超えて、権利の集中化、処理の円滑化によりコンテンツの産業利用を促進するとともに、新たなイノベーションの源泉としてオープンソースでの著作物の利用の促進を図る必要がある。

こういった新産業や文化発展のための環境整備を図るとともに、コンテンツを核とした海外市場の獲得や新ビジネス・新市場の創出を実現し、経済活性化と日本のプレゼンスの向上を図るためには、国家戦略としてコンテンツ政策のプライオリティを高めていく必要がある。

また、今後の新しい産業や文化の発展の基盤となる知的インフラの基盤整備を進めるため、各分野のコンテンツのデジタル・アーカイブ化や利用環境を整備するとともに、教育の情報化も推進しながらクリエイターを含む次世代の育成を図る。

(コンテンツを中心としたソフトパワーの強化)

クールジャパンという言葉に代表されるように、我が国独自の個性豊かな文化は、世界の共感を得ている。その共感は、マンガ、アニメ、ゲームといったコンテンツに止まらず、ファッション、食、伝統芸能・工芸、観光などに広がっている。さらに、工業デザイン、サービス水準、家族経営、生活様式といった経済・文化全般に注目が集まっている。

こうしたソフトパワーを経済成長につなげるために、各分野の連携を図りつつ、コンテンツやデザインを生み出す文化の力とものづくりの力を組み合わせた総合力を活用して、著しい経済成長を遂げつつあるアジア諸国を始めとする海外市場を取り込むことが我が国の重要なミッションである。

手法としては、メディアやイベントでの情報発信を強化するというアウトバウンドの取組が第一である。我が国で売れるコンテンツを海外で

も売るという考え方から、海外展開を一層重視し、ターゲット国・地域をどう設定し、そこで売れるためにはどのようなコンテンツとすべきなのか、日本発のコンテンツの価値を高めつつ海外展開を促進するために手当すべき制度的対応は何か、当該国・地域への発信やパッケージ化した展開のための分野横断的連携をどう実現するかといった視点から、文化外交を含む戦略的な海外展開を推進するための支援を行う。その際、コンテンツ産業の大部分を占める中小・ベンチャー企業の持つ魅力あるコンテンツの海外展開へ向けた取組を積極的に支援する必要がある。さらに、世界に通用するコンテンツを生み出していくための創造拠点の整備の支援が重要である。

また、海外から日本に人や技術を積極的に取り込むために、日本にしかないストーリーや文化の本場を形成して新たな消費を生み出すとともに、新たな産業や文化を更に発展させるというインバウンドの取組が第二である。インバウンドを通じて日本ファンを更に大きく増やすことが、日本ブランドの海外展開にも寄与し、それが更なるインバウンドに繋がるという好循環を生み出す。

さらに、我が国のコンテンツの知的財産権を保護・育成する観点から、国内外の模倣品・海賊版対策を強化するとともに、コンテンツ創造のための人材育成を進める取組が第三である。

重要なことは、日本ブランドの力を明確に認識することである。それには二つあり、一つは我が国が潜在的に有する総合力である。コンテンツやデザインを生み出す文化の力と、高品質な製品やサービスを作るものづくりの力。この古来から培ってきた文化力と技術力の双方を組み合わせ、高めあう総合力が新しい日本の強みになる。

もう一つは、国民のみんなの力。日本のポップカルチャーは限られた天才というより、より広範な人々が作り出す文化として育んできたものであり、いわばソーシャルなコミュニケーションが育む新たな力である。ネットワークでみんながつながる時代は大いなるチャンスである。

しかし問題は、その力を日本人があまり認識していないことである。米国企業の国際調査では、世界で最もクリエイティブな国は日本だという評価が圧倒的一位だったのに対して、日本人だけが日本のことをクリエイティブだと思っていないという結果が出ている。

日本人が自らを点検し、評価しつつ、海外に自信をもって日本ブランドを展開していくことが重要である。

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

(1) コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応

【施策例】

(インターネットにおけるコンテンツの自由な利用の促進)

- ・クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザーが作成するユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。

(短期・中期) (文部科学省)

(公共データの二次利用促進)

- ・電子行政オープンデータ戦略において公共データの広範な二次利用を促進する観点から、公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルールなどの基盤整備について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期) (内閣官房)

(2) コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

【施策例】

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度構築)

- ・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省)

(クリエイターへの適切な対価還元に向けた制度構築)

- ・クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組

- みを構築する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- (新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化)
- ・放送番組などの二次利用を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備する。具体的には、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(短期・中期)(総務省、文部科学省)
 - ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(短期・中期)(文部科学省)
 - ・クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャストにに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)(総務省、文部科学省)
 - ・産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンスを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)(文部科学省)
 - ・コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツにIDを付与し、権利処理に係る情報を集約してクラウドなどによりネットワーク上で参照可能とするデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を推進する。(短期・中期)(総務省、文部科学省)
 - ・知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)
- (知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用)
- ・自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具

体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）
（外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省）

（電子書籍の本格的な普及促進）

- ・海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。（短期）（文部科学省、経済産業省）
- ・電子書籍の普及拡大を図るため、個人の作品や専門書を含む多種多様な電子書籍コンテンツ数の拡大による利用者の裾野拡大といった民間の取組を支援する。（短期）（経済産業省）
- ・オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外への普及促進を図る。また、電子出版のプラットフォームとなる次世代ブラウザに関して、縦書き文化の継承と世界への日本文化の発信を進めるべく、日本語に対応した縦書きレイアウトの国際標準化活動への参画などの取組に対する支援を行う。（短期・中期）（総務省、経済産業省）

（プラットフォームの形成の推進）

- ・出版、音楽、写真、映画、アニメ、テレビ放送番組、ゲームといった多様なコンテンツを提供するプラットフォーム支援を通じてコンテンツがプラットフォームをリードするエコシステム実現の促進を支援する。（短期・中期）（総務省、経済産業省）
- ・クリエイターの自由な表現活動が萎縮しないよう、プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者間の取り決めの透明化やルール作りの必要性を検討するとともに、プラットフォームに関し、対外的に日本企業が不利になるような自主規制や契約慣行により競争力の低下につながることはないよう、業界の自主規制や慣行などの見直しの取組を支援する。（短期）（経済産業省）

（ビッグデータビジネスの振興）

- ・情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを利活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保

護などと利活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱いに係るルールなどの事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを利活用する社会基盤や技術などのデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発などに取り組む。(短期・中期)(総務省、文部科学省、経済産業省)

(3) デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備

【施策例】

(文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進)

- ・新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するとともに、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)(総務省、文部科学省、経済産業省)

(教育の情報化の推進)

- ・すべての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)(文部科学省、総務省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

(1) 日本の伝統や文化などの魅力あるコンテンツ・製品などの発掘・創造

【施策例】

(ターゲット国・地域で売るためのコンテンツ・製品の制作などに係る支援)

- ・ターゲット国・地域で売るために、日本固有の文化力とものづくりの技術力の融合や、国民の幅広い発信力を活用しつつ、官民一体となって又は事業者の取組を国が支援する形で、魅力的なコンテンツや製品の制作などを進めるための支援を講じる。(短期)(経済産業省、文部科学省、農林水産省)
- ・海外市場で受け入れられるコンテンツの制作活動を通じた積極的な対外発信を進めるため、国際共同製作などの国際的な創造発信活動を支援することでコンテンツの質の向上やノウハウの蓄積を図る。(短期)(経済産業省、文部科学省、総務省)

(世界のコンテンツ供給国としての人財・開発拠点整備)

- ・我が国のコンテンツ産業の優れた技術力と創造力を十分にビジネスにつなげていくため、各分野のコンテンツの集積や日本の伝統・文化との融合とその発信により、世界に通用するコンテンツを生み出していく人財育成と開発の創造拠点の整備を支援する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(地域ブランドの確立)

- ・地域の優れた産品や技術、文化資産(文化財、アニメ、ファッション、食などを含む。)などについて、ブランドマネジメントやコンテンツなどとの連携などにより、その魅力を更に高め、世界に通用するブランドとして確立し、海外展開や観光振興、地域活性化を進める地域一体となった取組を実施する。(短期)(経済産業省、文部科学省、農林水産省)
- ・地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域おこしなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を強化する。(短期)(文部科学省)
- ・我が国の高品質な農林水産物・食品の高付加価値化・ブランド力向

- 上に資する地理的表示（G I）の保護制度を導入し、輸出促進を図る。（短期・中期）（農林水産省）
- ・ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心적으로取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。（短期）（経済産業省）
- （日本の高度な技術力を生かしたコンテンツ制作の促進）
- ・高度な日本の技術力を生かして、3次元映像技術、デジタルファブリケーション（3次元プリンターなどでデジタルデータを基に造形すること）といったコンテンツ制作の高度化・効率化に有効な先端技術開発を促進するなど、コンテンツ制作を効果的・効率的に行うための取組を支援する。（短期）（総務省、経済産業省）

（2）日本ブランドのグローバルな発信

【施策例】

- （各国放送枠の確保や各地での日本イベントの実施）
- ・日本のコンテンツや食と産業、文化を効果的にアピールするため、関連産業との連携や海外現地放送局・配信事業者との提携などにより、将来のビジネス展開を見据えた各地域の文化やニーズに合わせたコンテンツの現地化、売り込み、海外のチャンネルや放送枠の確保を促進し、日本の産業や文化と一体となった魅力あるコンテンツを供給する取組を支援する。（短期）（外務省、総務省、経済産業省、農林水産省）
 - ・日本ブランドに関するイベントなどにおける発信力を強化するため、世界各地の日本コンテンツや製品のファンを拡大しながら、ファンと連携しつつ、外国人に日本ブランドの魅力を伝える取組を国内外で重点的かつ継続的に実施する。その際には、各イベント間の連携、インターネットの活用、外国人を取り込むことなどにより、効果的な発信を図るとともに、定量的な効果測定などを実施し、その評価を行いつつ、更なる発信力の強化を図る。（短期）（内閣官房、外務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）
 - ・日本コンテンツのさらなる海外展開の推進、アジアを中心としたクリエイター・バイヤーの招聘、若手クリエイターの発掘の強化、ソーシャルメディアなどを活用した発信力の強化などのために、東京国際映画祭を始め、国内で開催する国際映画祭や国際映像見本市などの開催を支援する。（短期・中期）（経済産業省、文部科学省）
- （国際会議などの活用による日本の魅力発信の強化）

- ・首脳外交やダボス会議といったグローバルに影響力を有する人々が集まる国際会議などにおいて、日本ブランドの持つ強みや魅力、「おもてなし」といった日本的な価値の対外アピールを強化し、併せて日本食材や日本産酒類などの普及促進を図る。(短期)(内閣官房、外務省、経済産業省、農林水産省、財務省、文部科学省)

(3) 戦略的な海外展開の推進

【施策例】

(海外展開のための資金供給)

- ・魅力ある日本製品・サービスの海外における需要の開拓を官民一体となって行うため、産業化に向けたリスクマネーの供給や専門家派遣、助言などの支援を行う機関を設置し、各機関とも連携しつつ、中小・ベンチャー企業を含めた海外展開を行う企業などの取組を継続的に支援する。(短期)(経済産業省)

(各国基礎的調査の実施など海外展開支援の体制整備)

- ・市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省、外務省)

(コンテンツ規制の撤廃・緩和の働きかけ強化)

- ・二国間や多国間の官民による協議・交渉において、映画・放送番組・マンガ・アニメといったコンテンツの輸入規制を文化・産業面での大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中でコンテンツ規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、ハイレベルでの働きかけを強力に進めていく。(短期)(外務省、経済産業省、総務省)

(4) 国内外から人を日本に呼び込むインバウンドの推進

【施策例】

(海外からのロケ撮影の誘致促進)

- ・海外からのロケ撮影の誘致に向けて、コンテンツ特区において得られた成果について他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を講

- ・ じる。(短期)(内閣官房、経済産業省、国土交通省、警察庁)
 - ・ 地域資源を活用して日本の多様な魅力を発信するため、全国各地でのフィルムコミッションなどとの連携やロケ地情報の集約・提供などを通して、地域でのロケ撮影の受入れ体制整備を推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省)
- (個人旅行の促進・ビジネス観光への取組強化)
 - ・ 訪日外国人旅行者の誘致を強化するため、個人旅行の促進に向けた情報発信などを強化するとともに、今後の成長市場も視野に入れ、各市場に対応した効果的なプロモーションを実施する。(短期)(内閣官房、国土交通省、外務省)
 - ・ MICE誘致のためのマーケティング戦略の構築、受け入れ環境の整備などを通し、MICE誘致の国際競争力強化を図る。(短期)(国土交通省)
 - ・ 地域資源などの日本の魅力を盛り込んだコンテンツの海外展開支援を通して訪日観光への関心を高めるなど、日本のコンテンツ、ファッション、食などの発信とビジット・ジャパン事業の連携により、訪日外国人旅行者やMICEの効果的な誘致を図る。(短期)(国土交通省、経済産業省、総務省、農林水産省、文部科学省)

(5) 模倣品・海賊版対策の推進

【施策例】

- (正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進)
 - ・ 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(短期)(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省)
 - ・ コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(短期)(文部科学省)
 - ・ 侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

(国内取締り強化)

- ・模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、ニセモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況にかんがみ、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。(短期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省)

(ACTAの推進)

- ・ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアを始めとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。(短期)(外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省)

(6) コンテンツ人材の育成

【施策例】

(クリエイターの裾野の拡大)

- ・クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子どもの頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期・中期)(文部科学省)
- ・学校教育において、子どもたちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエイターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立することができる子どもを育成するキャリア教育を推進する。(短期・中期)(文部科学省)

(若手クリエイターの育成)

- ・若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(短期)(文部科学省)
- ・遠隔地にいる多くの人による活用や交流を容易にするためにインターネットを利用するなど、効果的なクリエイターの育成を支援する。(短期)(文部科学省・総務省)

(グローバル人材の育成)

- ・ 留学・海外研修や海外クリエイター・プロデューサーとの交流を通して、海外でのコンテンツ制作の技能・知識を習得させるとともに、国際的な感覚を身に付ける機会を設け、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・ 専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用して、グローバルに活躍するクリエイター・プロデューサーの育成強化を図る。(短期・中期)(文部科学省)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

- ・ コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイターの就労環境の改善向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエイターの携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。(短期・中期)(公正取引委員会、総務省、経済産業省)